

社会保険料等の猶予 ③

■ 国税の納付の猶予制度

新型コロナウイルス感染症の影響により国税を一時に納付することが困難な場合には、税務署に申請することにより、納付の猶予が認められることがあります。また、以下の事情がある場合には、納税の猶予の特例が認められることがあります。まずはお電話で国税局猶予相談センターにご相談ください。税務署に提出された申請書は所定の審査を早期に行います。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等にかかる収入が前年に比べて概ね20%以上減少している

また、以下のような個別の事情がある場合も、ご相談の際、お申し付けください。

- 新型コロナウイルス感染症により財産に相当な損失が生じた
- ご本人又はご家族が病気にかかった

猶予が認められた場合

- ◆原則、1年間納税が猶予されます。
- ◆猶予期間中の延滞税が軽減又は免除されます。
- ◆財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。



● お問合せ先

国税庁（以下URLもしくは右のQRコード）

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm



■ 地方税の徴収の猶予制度

新型コロナウイルス感染症の影響により地方税を一時に納付することが困難な場合には、地方団体に申請することにより、徴収の猶予が認められることがあります。また、以下の事情がある場合には、徴収の猶予の特例が認められることがあります。まずはお電話で納付先の地方団体にご相談ください。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等にかかる収入が前年に比べて概ね20%以上減少している

また、以下のような個別の事情がある場合も、ご相談の際、お申し付けください。

- 新型コロナウイルス感染症により財産に相当な損失が生じた
- ご本人又はご家族が病気にかかった

猶予が認められた場合

- ◆原則、1年間徴収が猶予されます。
- ◆猶予期間中の延滞金が軽減又は免除されます。
- ◆財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。



● お問合せ先

徴収の猶予等に関する具体的なご相談・お問い合わせは、納付先の都道府県・市区町村にお願いいたします。